第３号様式（第５条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 手数料額計算書  （建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第４１条第１項の規定による申請） | | | | | | | |
| １　計画の評価方法  　（該当する□にレを記入） | | | | 住宅部分：  □　性能基準　　　　□　仕様基準又は誘導仕様基準  □　モデル住宅法　　□　フロア入力法  非住宅部分：  □　モデル建物法　　□　標準入力法等 | | | |
| ２　手数料額 | | | | | | | |
|  | 申請の種類（申請の該当する□にレを記入） | | | | 適合証等がある場合 | 適合証等がない場合 |  |
| □一戸建て住宅の申請の場合 | 床面積 | ㎡ | | 別表１１２  円 | 別表１１４  円 |
| □一戸建て住宅以外の建築物の申請の場合 | 住宅部分の床面積の合計  □共用部分を除く | ㎡ | | 別表１１３　ア  円（ａ´´） | 別表１１５　ア、イ又はウ  円（Ａ´´） |
| 非住宅部分の床面積の合計 | ㎡ | | 別表１１３　イ  円（ｂ´´） | 別表１１５　エ又はオ  円（Ｂ´´） |
| 合計 | ㎡ | | （ａ´´）＋（ｂ´´）  円 | （Ａ´´）＋（Ｂ´´）  円 |
| 合計　　　　　　　　　　　　　　　円  備考  １　別表とは、町田市手数料条例別表をいう。  ２　適合証等とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条第３号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。  ３　国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。 | | | | | | | |